

(別表1)

事業継続力強化支援計画

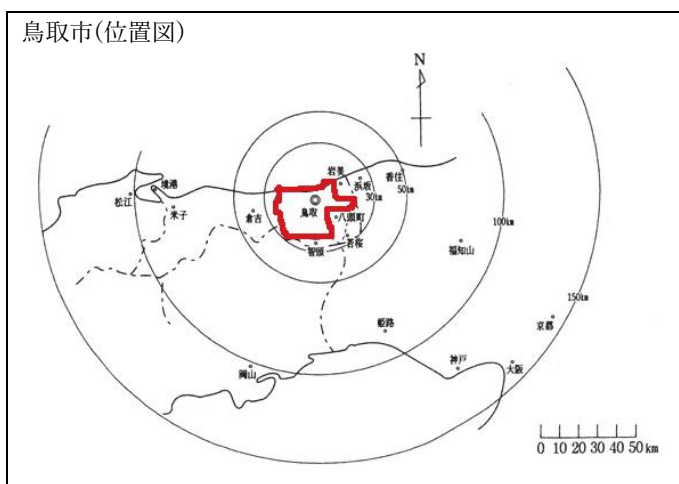
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

鳥取市は、鳥取県の東北部に位置し、東西 45.3km、南北 32.6km、面積 765.31k m²で、北は日本海に面し、東は岩美町及び一部兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県と接し、県庁所在地として鳥取県東部広域圏の中心をなしている。岡山、姫路からは 100 km、神戸、大阪、京都からは 150 km の圏域にある。



② 鳥取商工会議所・鳥取市三商工会（東・南・西）の区分

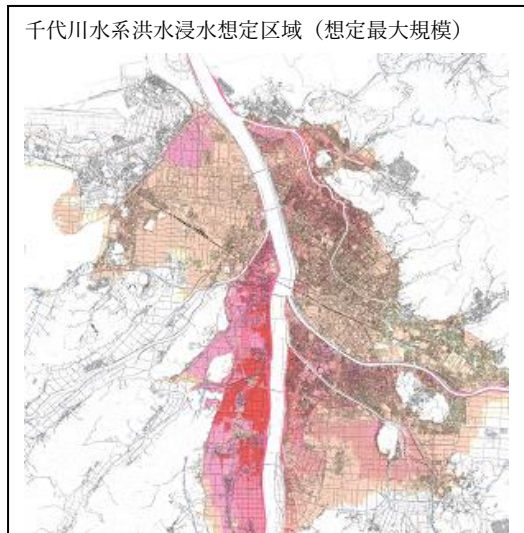
鳥取市は平成16年11月に旧鳥取市、旧国府町、旧福部村、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧気高町、旧鹿野町、旧青谷町の1市6町2村により合併。従前より旧鳥取市には商工会議所が、旧町村には8つの商工会が存在していた。合併による区域の変遷により、鳥取商工会議所は旧鳥取市エリアを、鳥取市東商工会は旧国府町、旧福部村エリアを、鳥取市南商工会は旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村エリアを、鳥取市西商工会は旧気高町、旧鹿野町、旧青谷町エリアを管轄している。



③ 想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

鳥取市のハザードマップによると、鳥取商工会議所の担当エリアには、市街地を南北に貫く千代川があり、ほぼ全域が広範囲で0.5m～3.0m未満の洪水浸水想定区域内になっており、浸水被害の恐れがある。そのうち、千代川周辺にある商業集積地では、卸売業が集中する「商栄町卸団地」は、0.5m～3.0m未満の浸水が予想される地域、製造業が集積する「古海工業団地」は、一部を除き3m～5m未満の浸水が想定される地域に立地している。



【洪水・浸水想定区域における避難想定】

千代川水系洪水浸水想定区域 ※鳥取市防災計画より抜粋

河川名	想定する降雨量
千代川	千代川流域で想定し得る規模の大雨(2日間の雨量:508mm) 最大規模の場合
新袋川・袋川	千代川流域に毎年1/100の確立で起こるような大雨(2日間の雨量:325mm)
大路川	24時間の総雨量:624mm
野坂川	24時間の総雨量 606 mm

(土砂災害：ハザードマップ)

鳥取市のハザードマップによると、中心市街地から少し離れた山間地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、当該山間地区には主だった商工業集積エリアはない。

(地震：J-SHIS)

鳥取市には、昭和18年9月10日の鳥取地震で動いた鹿野断層、北側には鳥取地震により生じた吉岡断層が存在する。また、その南側には岩坪断層が存在し、東側には、雨滝一釜戸断層が存在する。これら活断層は繰り返し地震を発生させる可能性があり、大地震が発生した場合、甚大な被害発生への恐れがある。さらには、日本海側で大地震が発生した場合、日本海沿岸部を中心に津波被害の可能性もある。

鳥取市全域において、震度6弱以上の地震は、今後30年以内に発生する確率は、5.9%以下となっている。

【鹿野・吉岡断層地震による被害想定】(鳥取市全体) M7.2を想定

想定項目		鳥取市の被害想定の内容	
人的被害(人)	朝4時	死者数	211
		負傷者数	1,456
	夏昼12時	死者数	644
		負傷者数	2,267
	冬夕18時	死者数	707
		負傷者数	2,418
建物被害	大破数(棟)		2,939
	中破数(棟)		3,328
火災 冬(18時)	出火件数(件)		17
	焼失棟数(棟)		2,670
液化		鳥取砂丘の一部および鳥取平野と袋川扇状地と各平野部との接合部等	
ライフライン		通信・交通・電気・ガス・水道等施設の機能被害が、液化危険度の高い地域を中心に発生する。	

(感染症等)

本市は、新型インフルエンザ等の世界的大流行時において、市内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に、患者の人権に配慮しながら患者に適切な医療を提供するとともに、迅速かつ確かな調査を実施し、まん延防止を図ることにより市民生活の被害を最小限に抑えることを目的として、平成21年4月に「鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、新型コロナウイルス感染症について、令和2年1月16日に初めて日本国内で感染者が確認されて以降、全国的かつ急速なまん延による市民生活および市民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生している状況を踏まえ、市内の新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑え、市民の安心と健康を守るための緊急的な対応として、令和2年3月に「鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を策定した。新型コロナウイルス感染症は令和2年12月現在、感染の「第3波」が拡大傾向にあり、「鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」に基づき、状況を見極めながら適切に対応していく必要がある。特に、飲食業・宿泊業が集中する鳥取市中心市街地(鳥取駅周辺、駅前・本通り・末広温泉町周辺など)や、多くの観光客の訪れる鳥取砂丘周辺等には、不特定多数の人々が一定時間滞在する。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、密閉空間、密集場所及び密接場面の3つの密を避ける等、特に注意を払う必要がある。

(その他)

平成30年7月豪雨時には梅雨前線や台風第7号の影響により、日本付近に温かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、中・四国地方の各

地で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が多発し、死傷者を伴う甚大な被害をもたらした。鳥取地方気象台は、この大雨について鳥取市北部に数十年に一度とされる特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけるとともに、当市では、住民への避難指示（緊急）を初めて市内全域に発令し、とにかく身の安全を守る行動を求めた。千代川流域では、7月5日から7日までの72時間で、流域平均累加雨量410mm、千代川の智頭雨量観測所では累計雨量483mmを記録した。また、市内においても越水や土砂災害等の危険性が高まり、切迫した状況となった。この影響により、市内では、住家被害や、公共土木・農林関係でも法面崩壊等の被害が生じた。

また、平成29年2月9日から2月12日にかけての大雪（鳥取観測所／最大積雪深：91cm、最大日降雪量：65cm）により、人的被害や住家被害が発生する災害となった。国土交通省をはじめ、県や当市の除雪能力を超える強い降雪が長時間継続したため、市内では、道路交通網の大規模障害、路線バス・鉄道・航空機等の公共交通機関の終日運休、広域停電、漁船の転覆、農業用ビニールハウスの倒壊、臨時休校措置等が生じた。

（2）商工業者の状況

鳥取商工会議所(旧市内)の商工業者数(経済センサス:平成28年度より)、小規模事業者数(当所調べ)は下記のとおり

- ・商工業者数 7,366社
- ・小規模事業者数 4,710社（当所調べによる）

【小規模事業者内訳】

業種		小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
管内 小規模 事業者	製造業	200	市内に広く分散している。千代川に近い千代工場団地や鳥取港が隣接する一部は冠水・浸水想定地域に立地している。
	建設業	405	市内各地に点在し、千代川沿いや日本海に近い一部は、冠水・浸水想定区域に立地している。
	卸・小売業	1,123	市内に広く分散している。千代川沿いの浸水想定区域である商栄町卸団地には一部の卸売企業が立地している。千代川沿いや日本海に近い立地する一部の小売業は、冠水・浸水想定区域に立地している。
	サービス業	2,126	市内に広く分布し、千代川沿いの商業集積地の一部は浸水想定区域に立地している。
	その他	856	市内に広く点在している。
	合計	4,710	

（3）これまでの取組

ア 鳥取市の取組

- ・地域防災計画の策定（最終改定令和元年11月）
- ・防災訓練の実施（毎年、鳥取市防災の日 9月10日に実施）
- ・防災備品の備蓄（20品目）
- ・国・県及び他市町村等との相互応援協定（17団体）
- ・応急生活物資等の支援協力に関する協定（民間団体等）（18団体）

- ・災害時における各種支援に関する協定（民間団体等）（４２団体）
- ・避難所等の施設利用に関する協定（２７団体）
- ・災害時における覚書及び取扱等（２団体）
- ・緊急事態及び災害時における協力協定（民間団体等）（２団体）
- ・鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画策定（令和元年８月変更）
- ・鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画策定（令和２年３月２７日）

イ 鳥取商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備蓄品（携帯トイレ、救急セット、マスク、消毒用品、飲料水、ヘルメット、工具類、懐中電灯、スコップ、非常食）を備蓄
- ・当所事業継続計画(BCP)の整備(平成２９年８月２４日)
- ・鳥取県内４商工会議所での災害時の連携支援に関する協定を締結(平成３０年１２月１２日)
- ・鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県３者での大規模自然災害発生時等における各種支援協定を締結(令和元年８月２０日)
- ・鳥取商工会議所が区分所有する「鳥取産業会館」での避難・防災訓練の実施

2. 課題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援課題は下記のとおり

① 小規模事業者のBCPの計画認定の取得が進んでいない

管内事業者のうち防災・減災の取り組みを促す事業継続力強化計画(BCP)を策定している事業者は製造業、建設業のほか、小売業とサービス業の一部事業者に限られている。このうち小規模事業者の意識は低く、BCPの策定はほとんど進んでいないという現状にある。

このことから、今後は事業者独自のBCP取得促進のため、県や各種機関と連携した普及・啓発の取り組みを強化する必要がある。

② 小規模事業者のBCP策定を助言するスキルが十分でない

経営支援専門員等や職員のBCP策定に関するスキル習得に課題があり、専門知識・ノウハウを持った専門家等と連携する必要がある。

③ 保険・共済の必要性やリスクを助言・指導の必要性

ハザードマップを用いた自然災害等のリスクや影響を、損害保険会社等との連携により、補償や備えなどの必要性を指導・助言していく必要がある。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

④ 市と会議所との連携・協力体制の不整備

現状では、鳥取市、鳥取商工会議所それぞれの業務継続計画に従い、事前対策や応急対策を行うこととなっているが、2者での連携・協力体制が具体化されていないことから、緊急時における円滑な企業支援や被害情報収集のための認識の共有や協力体制を整備する必要がある。

3. 目標

「鳥取市国土強靱化地域計画」に基づき、鳥取市と鳥取商工会議所が連携して自然災害や感染症リスクなどの緊急事態に遭遇した場合の事前の防災、災害情報収集、感染症発生時には早期復旧対策や感染拡大防止措置を行えるよう、関係機関との連携体制を構築し、管内小規模事業者に対する事業継続力強化支援について次の取り組みを行う。

① 管内小規模事業者へのBCP策定の支援

- ・地区内の事業者には災害リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させるため、県および専門家・損害保険会社等と連携した個別支援によって、管内小規模事業者のBCP策定支援を行う。
- ・実施期間中のBCP計画策定事業者数50件を目標とする。

② 被害把握と被害情報の報告ルートの確立

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、鳥取市および鳥取商工会議所との間における被害把握と被害情報報告ルートを構築する。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災後の速やかな復興支援が行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を構築する。

4. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年1月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

鳥取商工会議所と鳥取市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

鳥取市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画、鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画並びに鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険や共済加入等）について損害保険会社や専門家等と連携し、リスクの周知や保険相談と保険提案を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者には、常に最新の情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

② 広報等による啓発活動

- ・鳥取市報、鳥取商工会議所報、ホームページ等において国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPの必要性のほか、積極的に取り組む小規模事業者の紹介などの普及・啓発を行う。
- ・小規模事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、テレワーク環境を整備するための支援策等を提供する。

③ 小規模事業者のBCP計画策定支援

- ・鳥取県や専門家、関係機関等と連携し、BCP策定状況を把握するとともに、管内の小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なもの含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。策定支援に当たっては、ハザードマップで被害が想定される事業所（冠水・浸水、地震による倒壊・損壊等）を優先し、鳥取県や関係機関等と連携し策定支援を行う。
- ・鳥取県や損害保険会社等との共催等によるワークショップにおいて、事業者BCP計画の作成を推進する。
- ・鳥取商工会議所経営支援専門員等のスキル習得のため、BCP普及セミナーやワークショップ等に積極的に参加し、小規模事業者向けのBCP作成におけるアドバイスができる体制を整える。
- ・セミナー等の参加事業者に対する事後支援においては、国および県や商工会議所の専門家派遣制度の活用や、県の災害対応力強化支援補助金などの支援策を活用し、小規模事業者の個別支援を行う。

④ 商工会議所の事業継続計画の作成

- ・鳥取商工会議所は、平成29年度に事業継続計画(災害時対応マニュアル)を作成している。今後においては、必要に応じ都度計画の見直しを行う。

⑤ 関係団体等との連携

- ・損害保険会社や専門家等に派遣を依頼し、支援に際し協力を求める。
- ・各関係機関等への普及啓発冊子やリーフレットの備え付けを依頼する。

⑥ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCPの取り組み状況を確認する。
- ・鳥取市と鳥取商工会議所で、事業者BCPの推進について検討する場を設け、本計画の取り組み状況の確認や推進方策、改善点等について協議する。

⑦ 訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定(震度5以上の地震、河川の氾濫、大雪の場合は状況を見ながら災害対策本部長が都度判断)により、鳥取市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、鳥取市と鳥取商工会議所との連絡ルートを確認等を行う。

イ 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助及び被災者の災害救助を第一として、その上で応急対策の実施可否と、実施方針を決定し、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鳥取市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・鳥取市、鳥取商工会議所それぞれのBCPに従い、発災後5時間以内に職員の安否確認(メールや電話等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認)し、その状況及び体制について鳥取市と共有する。本計画の中で2者が連携して行う応急対策は次のとおりとする。

●連携して実施する応急対策

- 1.緊急相談窓口の設置、相談業務
- 2.被害調査、経営課題の把握業務
- 3.復興支援策を活用するための支援業務

② 応急対策の方針決定

- ・冠水・浸水、地震、大雪などの自然災害発生時は、職員自身の目視・判断で命の危険を感じる状

況の場合、出勤をせず自身がまず安全確保をし、警報解除後や安全確保ができる状況の場合に出勤する。

- ・鳥取市は、家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を鳥取商工会議所と随時共有する。
 - ・鳥取商工会議所は管内小規模事業者の大まかな被害状況を鳥取市と共有する。
 - ・鳥取商工会議所と鳥取市との間で、おおまかな被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
- 方針決定は、鳥取市経済観光部長が決定することとし、想定する応急対策の被害規模の目安は以下とする。

※被害規模の目安は下記のとおり

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内 10%以上の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・管内 1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内 1%以上の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・管内 0.1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

- ・鳥取商工会議所は、職員全員が被災する等により管内の小規模事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員が鳥取商工会議所 B C P に基づき業務の優先順位に応じて役割分担を決める。
- ・鳥取市と鳥取商工会議所の被害情報の共有間隔は、発災後、1週間以内は一日2回、2週間以上1ヶ月以内は一日1回情報共有を図ることとする。
- ・当市でとりまとめた「鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなどの体制維持に向けた対策を実施する。

ウ 被害状況の県への報告

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法と被災地域での活動の基準、共有した被害情報の県への迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ確認しておく。
- ・鳥取商工会議所は、事業者の被害状況を鳥取県（商工労働部企業支援課）に報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・鳥取市と鳥取商工会議所は、相談窓口の開設について相談する。(鳥取商工会議所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。(FAX、電話、巡回訪問、窓口相談等により聞き取りを行う) また、状況が把握できない小規模事業者については、鳥取市が発行する罹災証明書・被災証明書によって確認を進める。
- ・鳥取市と鳥取商工会議所は、応急時に有効な被災事業者施策(国や鳥取県、鳥取市の施策)について、管内の小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・鳥取県、鳥取市は復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者等に対し、鳥取商工会議所は復興に対する個別支援を行う。
- ・被害規模が大きく、鳥取市や鳥取商工会議所職員だけでは対応が困難な場合、鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」(令和元年8月20日締結)に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

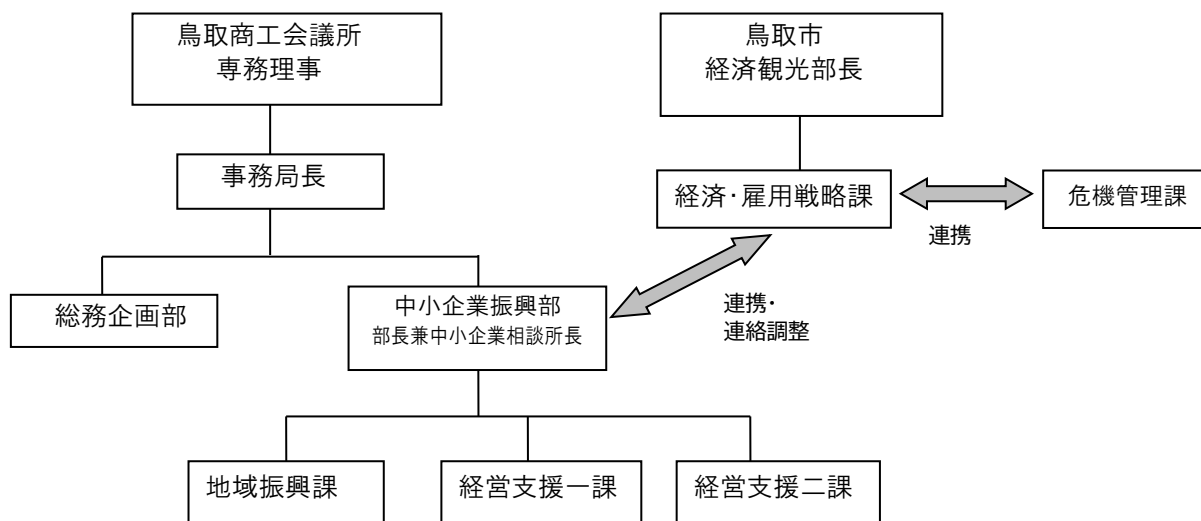
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年11月現在)

(1) 実施体制(鳥取商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/鳥取市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/鳥取商工会議所と鳥取市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

鳥取商工会議所:専務理事1名、事務局長1名、経営支援専門員9名(うち法定経営指導員5名)、
経営支援員5名、一般職員5名 計21名

鳥取市役所: 経済観光部経済・雇用戦略課15名 危機管理課13名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名 青木博之・竹内秀徳・井戸垣泰志・佐藤順・植田幸子

連絡先 TEL0857-32-8005

③ 経営指導員等による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・法定経営指導員等は、本計画の具体的な取り組みや実行を行い災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗状況や進捗管理を共有し、見直しを検討する。
- ・鳥取市と鳥取商工会議所は、状況確認等について共有し、鳥取市地域防災計画の改定状況も踏まえ、定期的(年1回程度)に見直し等を協議する。

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①鳥取商工会議所 中小企業相談所

〒680-8566 鳥取市本町3丁目201

TEL0857-32-8005 FAX0857-22-6939
info@tottori-cci.or.jp

②鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課

〒680-8571 鳥取市幸町7 1
TEL0857-30-8282 FAX0857-20-3947
keizai@city.tottori.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	100	200	200	200	200
1. BCPセミナー・ 専門家相談事業 講師謝金・旅費	100	150	150	150	150
2. 普及・啓発事業 印刷費・通信運搬費	0	45	45	45	45
3. 協議会議 会議費	0	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鳥取県交付金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。